

★ 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第六十九号）（総務課）

一 改正の要旨

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、次の規則について必要な改正を行った。

- 1 広島県吏員恩給条例施行細則
- 2 広島県恩給給与細則
- 3 広島県野生生物の種の保護に関する条例施行規則
- 4 広島県福祉のまちづくり条例施行規則

二 施行期日

平成二十四年十月一日

★ 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例施行規則（規則第七十号）  
（医務課）

一 制定の理由

医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の施行に関し必要な事項を定めた。

二 規則の内容

- 1 病院の開設、診療所の病床の設置、病院又は診療所の病床数の増加若しくは病床種別の変更に係る許可申請に伴い、既存の病床数の補正を行う場合における、当該申請日前の直近の九月三十日において病院又は診療所の業務が行われていなかった場合の補正対象となる病床等の数の推定方法を定めた。
- 2 1の申請に伴い、申請病床数の補正を行う場合における、国の所管に係る病院等の利用者の数、対応する専用病床を有する治療室等の病床及び放射線治療病室の病床として見込まれるものの数の推定方法を定めた。
- 3 診療所の専属薬剤師の設置基準に係る勤務医師数の算定方法を定めた。
- 4 病院において有しなければならない従業者の員数を算定する場合における入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とすることとした。
- 5 その他必要な事項を定めた。

三 施行期日

平成二十四年十月一日

★ 生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（規則第七十一号）（社会援護課）

一 制定の理由

生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 保護施設の設置者は、設備、職員、会計及び利用者の処遇に関する帳簿を整備することとした。
- 2 救護施設及び更生施設の設置者は、入所者の処遇等、入所者に係る金銭の管理、給食及び健康管理について適正に行うこととした。
- 3 更生施設の設置者は、作業指導について適正に行うこととした。

三 施行期日

平成二十四年十月一日